

様式第 5 号（教育実習実施計画に関する書類）

教 育 実 習 等 実 施 計 画	
1	教育実習等の内容及び成績評価等
①	教育実習等の時期 ＜教育実習＞ 4 年次 4 月～1 1 月
②	教育実習等の実習期間・総時間数 中学校・高等学校 3 週間（120 時間）
③	実習校の確保の方法 東京都教育委員会を通し、東京都内公立学校等に受入を依頼しているが、困難な場合は、高大連携校や教育実習予定者の出身校に教育実習を依頼している。出身校が公立学校の場合、実習校の所轄の教育委員会に手続きを行うことがある。
④	実習内容 3 週間、学校現場で、教員として必要な知識・技能を習得する。主なねらいは、教育実践の体験を通して、(1)教育の理論、(2)教科指導と教科外指導の方法や意義、(3)学校経営と学校管理、(4)教師のあり方、(5)生徒の実態を学ぶことにある。
⑤	実習生に対する指導の方法 本学の教育実習に対する方針・目標等を記した文書を実習校に送付し、それを踏まえたうえで実習校の方針等に基づいた指導をお願いしている。また、東京都内すべての実習校及び近県の一部実習校には、本学教員が直接巡回指導を行い、授業観察や学生との面談、また実習校指導教員との協議などを行っている。
⑥	実習の成績評価（評価の基準及び方法） ※ 評価項目表、評価シート等がある場合は、本計画書に添付すること。 実習校から送付されてきた成績表と「教育実習日誌」に基づき、本学の教育実習担当教員が、巡回指導の成果や事後指導の状況等を総合的に勘案して評価を行う。検討の必要のある学生については、教職課程専任教員と学科・専攻の教員とで協議の上、複数の教員が学生と面談を行ったり、実習校へ聞き取りに行くなどして、評価に反映させる。
2	事前及び事後の指導の内容等
①	時期及び時間数 事前指導 1. 授業科目名：教育実習事前事後指導 時期：教育実習前年度後期 時間数：16 時間（1 単位） 2. 直前指導

時期：教育実習当年度 4 月に 1 回

時間数：4 時間

事後指導

時期：教育実習当年度 7 月もしくは 12 月に 1 回（教育実習終了後に受講）

時間数：2 時間

② 内容（具体的な指導項目）

事前指導

1. 実習を終えた本学 4 年次学生から教育実習体験を聞き、実習のあり方を実習生の立場から考える。
2. 教職に就いている本学卒業生から教職経験を聞き、学校教育の現実の中での取り組みを学ぶ。
3. 外部の教育学研究者からの講演を聞き、教師の仕事について現状と理論を学ぶ。
4. 東京都教育庁指導部指導主事からの講演を聞き、教育の現状と課題を学ぶ。
5. 近隣の中学校の校長の講演を聞き、教育実習の実際、心構え等を学ぶ。
6. 実習に際して必要な技術的練習と学習として、「発声と朗読」「教具の使い方」「教育法規」を学ぶ。
7. 子どもとのコミュニケーションの図り方等、教育実習に際して直面する心構えや方法を学ぶ。

事後指導

約 20 人ずつのグループで、各自が実習で学んだこと、体験したこと等を提示し、それぞれに関して話し合い、また担当教員がコメントする。各自の実習体験を全員で共有しつつ検討することで、自分の体験を相対化し、分析的に考察する。更に、この討議等で得た学びをレポートを作成することで深め、教職の意義を理解する。

③ 教育実習等におけるハラスメントの防止等に関する学生への指導（相談窓口の周知を含む）及び学内の相談体制等について

・ 学生への指導

学生に対しては事前指導の際に相談窓口の周知を含め行っている。

・ 学内の相談体制等

学生は教職課程担当教員、学科等の教員、学務課（教育実習担当）のいずれかに相談するよう直前指導等において周知している。

学生からの相談を受けて教職課程担当教員、学科、学務課は学内のハラスメント相談室等と連携し対応する。

3 教育実習に関して連絡調整等を行う委員会・協議会等（以下「委員会等」という。）

① 大学内の各学部・学科等との連絡調整を行う委員会等

- ・ 委員会等の名称

教職課程運営委員会

- ・ 委員会等の構成員（役職・人数など）

(1) 教職課程運営委員長（教職課程担当教育職員）1名

(2) 教職課程担当教育職員 2名

(3) 現代教養学部国際英語学科から 1 名、人文学科から 3 名、国際社会学科から 2 名、数理科学科から 1 名

(4) 大学院人間科学研究科から 4 名、理学研究科から 1 名

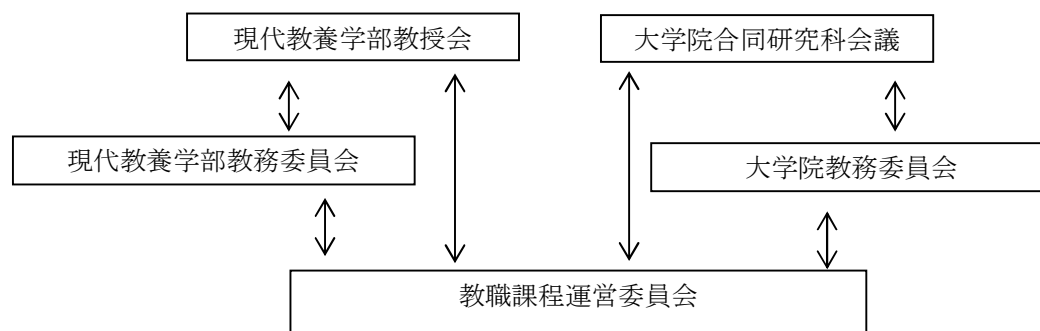
(5) 学務課長 1 名

※ (4) は (3) の委員が兼任

- ・ 委員会等の運営方法

定例年 3 回（必要に応じて随時開催）の協議・連絡会議を開催。教職課程担当専任教員のうち 1 名が運営委員長として全体の統括・運営に当たる。教職課程と学部、大学院の間で必要な情報・提案等を共有し協議することを目的とし、個々の学生が抱える諸問題の解決や、教職課程全体の点検・改善へ向けて取り組んでいる。

【委員会の組織図】



② 大学外の関係機関（例：都道府県及び市区町村教育委員会など）との連絡調整等を行う委員会等（※学校体験活動を含む場合は、大学と学校との連携体制についても記載すること。）

- ・ 委員会等の名称

教職課程運営委員会

- ・ 委員会等の構成員（役職・人数など）

「① 大学内の各学部・学科等との連絡調整を行う委員会等」に記載の通り。

- ・ 委員会等の運営方法

「① 大学内の各学部・学科等との連絡調整を行う委員会等」に記載の通り。

【委員会の組織図】

「① 大学内の各学部・学科等との連絡調整を行う委員会等」に記載の通り。

4 教育実習の受講資格

(1) 前提条件の単位を教育実習前年度修了までに修得していること。

授業科目「教育実習」4単位（4年次開設）を履修するための 前提条件の単位は以下の通り。

以下の単位を含めて本学「教職課程科目」から 27 単位を 3 年次修了までに修得していること。

授業科目「各教科の指導法 6 単位」※ 選択必修科目

授業科目「教職論」2 単位 1・2・3 年次前期 or 後期開設 必修科目

授業科目「特別支援教育」2 単位 1・2・3 年次前期 or 後期開設 必修科目

授業科目「教育課程論」2 単位 2・3 年次前期開設 必修科目

授業科目「教育相談」2 単位 2・3 年次前期開設 必修科目

授業科目「教育方法論（ICT の活用を含む）」2 単位 2・3 年次後期開設 必修科目

授業科目「教育実習事前事後指導」1 単位 3 年次後期開設 必修科目

※各教科の指導法とは、以下の授業科目をいう。

「英語科教育法ⅠA」2 単位 2・3 年次前期開設、 「英語科教育法ⅠB」2 単位 2・3 年次後期開設

「英語科教育法ⅡA」2 単位 2・3 年次前期開設、 「英語科教育法ⅡB」2 単位 2・3 年次後期開設

「社会・地理歴史科教育法Ⅰ」2 単位 2・3 年次前期開設、

「社会・地理歴史科教育法Ⅱ」2 単位 2・3 年次後期開設、

「社会・公民科教育法Ⅰ」2 単位 2・3 年次前期開設、「社会・公民科教育法Ⅱ」2 単位 2・3 年次後期開設

(2) 3 週間の激務に耐えられる健康状態にあること。

(3) 教職志望の強い意志があること。

(4) 指定された期間中に所定の手続きをしていること。

(5) 本学の学則等諸規程に背く行為や不正な行為がないこと。

5 実習校

教育 実習	体験 活動	学級数の合計			
○	×	教育委員会名	東京都教育委員会	中学校：601 校	高等学校：186 校

5 教人選第 9 4 0 号
令和 6 年 3 月 1 5 日

東京女子大学長 殿

東京都教育委員会
(公印省略)

東京都公立学校教育実習実施承認書

このことについて、東京都公立学校での教育実習の実施について、東京都公立学校教育実習取扱要綱に基づき、下記のとおり承認します。

記

1 承認する課程の名称、免許状の種類及び免許教科

現代教養学部 人文学科

中学校教諭一種免許状（外国語（英語））

高等学校教諭一種免許状（外国語（英語））

現代教養学部 国際社会学科

中学校教諭一種免許状（社会）

高等学校教諭一種免許状（地理歴史）

高等学校教諭一種免許状（公民）

2 承認開始時期 令和 7 年 4 月 1 日

ただし、上記 1 について承認開始時期までに文部科学省からの教職課程認定を受けていることを条件とする。

3 承認番号 第 5 9 号